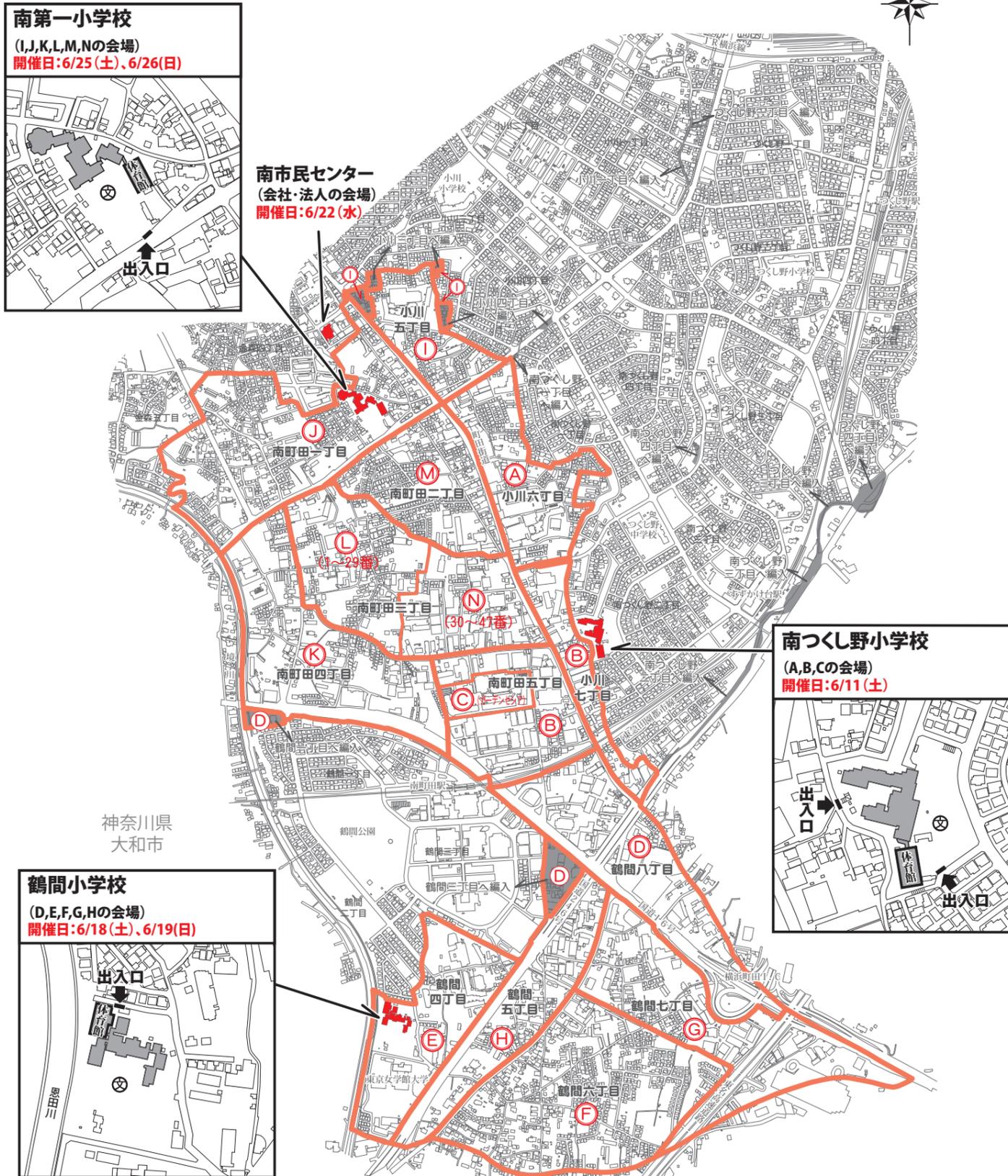


各説明会対象範囲

1ページ目の説明会日程表とあわせてご覧いただき、説明会の日時と開催会場をご確認ください。
(図のA～Nは、1ページ目に記載した日程表の「地図記号」欄に対応しています。)



小川・鶴間地区 住所整理実施に伴う 手続き説明会について

みなさまがお住まいの小川・鶴間地区は、住所整理実施により2016年7月18日から新しい住所に変わります。つきましては下記の日程で手続き等についての説明会を開催いたします。

説明会ではみなさまに配付した「手続きのしおり」に基づいた説明をいたします。しおりに疑問等がある方はぜひ説明会にご参加ください。

また、説明会のほかに下記の電話等でもご質問にお答えしますのでよろしくお願いいたします。

住所整理についてのご質問等は

- **手続きに関すること**
町田市役所 代表電話
電話：042-722-3111
(年中無休 午前7時～午後7時)
- **住所整理実施制度に関すること**
町田市役所 土地利用調整課
電話：042-724-4254
(平日 午前8時30分～午後5時)

◎説明会スケジュール

説明会の時間は1時間程度を予定しております。
ご来場の際はお配りした「住所変更関係書類」一式をご持参ください。
なお、受付は各開会時間の30分前からとなります。
また、このたび東京司法書士会町田支部のご協力をいただき、法務局への登記関係の書類提出前に、手続きに詳しい司法書士に相談できる機会を手続き説明会と同時に設けます。
登記関係の手続きで相談をご希望の方は、不動産の謄本又は権利証、お認印をご持参のうえ、ご来場ください。

住民の方への説明会日程表

※4ページ記載の地図もあわせてご参照ください。

日程	開会時間	地図記号	主な対象者	会場
6/11(土)	10時～	A	小川六丁目 に変更になる方	南つくし野小学校 ※スリッパをご持参ください
	14時～	B	小川七丁目、南町田五丁目(ガーデンセシア以外) に変更になる方	
	16時～	C	ガーデンセシア にお住まいの方	
6/18(土)	10時～	D	鶴間八丁目 に変更になる方 鶴間一丁目・鶴間三丁目 に編入となる方	鶴間小学校 ※スリッパをご持参ください
	14時～	E	鶴間四丁目 に変更になる方	
	16時～	F	鶴間六丁目 に変更になる方	
6/19(日)	10時～	G	鶴間七丁目 に変更になる方	南第一小学校 ※スリッパをご持参ください
	14時～	H	鶴間五丁目 に変更になる方	
6/25(土)	10時～	I	小川五丁目 に変更になる方 小川三丁目・小川四丁目 に編入となる方	南第一小学校 ※スリッパをご持参ください
	14時～	J	南町田一丁目 に変更になる方	
6/26(日)	16時～	K	南町田四丁目 に変更になる方	南第一小学校 ※スリッパをご持参ください
	10時～	L	南町田三丁目(1番～29番) に変更になる方	
	14時～	M	南町田二丁目 に変更になる方	
	16時～	N	南町田三丁目(30番～47番) に変更になる方	

※いずれの会場も駐車場の用意はございませんので、徒歩や交通機関などをご利用ください。
※各会場の定員等の関係で説明会日時を振り分けておりますが、ご都合のつかない方はほかの日時の説明会にご出席いただいても結構です。

会社・法人の方への説明会日程表

日程	開会時間	主な対象者	会場	定員
6/22(水)	15時～、18時～	全ての会社・法人の方	南市民センター	300名

◆ 会社・法人の方への説明会に参加ご希望の方は下記の電話にてお申し込みの上、ご参加ください。
なお、定員がありますので参加する方は各事業所につき1名にてお願いいたします。
申込受付電話(町田市イベントダイヤル)：042-724-5656 [年中無休 受付時間7:00～19:00]

※2～3ページに住所整理実施に伴う質問等をまとめましたのでご覧ください。

※各会場には、公共機関または徒歩等にてご来場いただきますようお願い致します。

住居表示の実施に伴う質問集

■ 新住所関係

問い 住所の表し方はどのようにすれば良いのですか？

答え 正式には、通知書に記載してあるとおりに、例えば「小川五丁目6番7号」となりますが、日常で使用される場合は「小川5-6-7」でも支障ありません。

問い 町内会や自治会の区域について変更はありますか？

答え 住居表示の実施に伴い、町内会や自治会の区域が変更されることはありません。

■ 手続関係

問い 住居表示実施に伴う住所変更の手続きはいつから行えば良いのですか？

答え 7月19日以降にお手続きをお願いします。それ以前にお手続きをする事はできません。

問い 携帯電話・保険・銀行等の民間企業との契約上の住所についてはどのようにすれば良いのですか？

答え 会社によって方法が異なりますので、お手数ですが手続方法を必ずご確認の上、ご自身でお手続きをお願いします。

■ 本籍関係

問い 本籍地の町名が変わる証明は出るのですか？

答え 7月19日以降に市民課戸籍係（電話：042-724-2865）から「本籍の変更についてのお知らせ」の通知を、戸籍の附票に記載されている住所地の筆頭者宛に送付します。この「本籍の変更についてのお知らせ」は証明書として使用できます。
また、不足した場合は、7月19日以降に市民課、各市民センター、各駅前連絡所、木曾山崎連絡所にて、本籍地変更の証明書を無料で発行します。

問い 本籍地を住所の表記と同じ（例：小川五丁目6番7号）にすることはできますか？

答え 7月19日以降に市民課（電話：042-724-2865）又は各市民センターで「転籍届」を提出することで変更することができます。ただし、本籍の表示は街区符号まで（例：小川五丁目6番）となります。なお、届出には筆頭者と配偶者の署名が必要となります。

問い 本籍地が町田市ではないのですが、戸籍の附票に記載されている住所地の変更を本籍地の役所に届出する必要がありますか？

答え 必要ありません。市民課住民記録係から本籍地のある市町村の戸籍担当へ通知します。

■ 登記関係

問い 他市（例：相模原市南区）の不動産を所有しているのですが、住所変更の「登記申請書」はどこに提出すれば良いのですか？

答え 不動産を所管する法務局（例：横浜地方法務局 相模原支局）に提出して下さい。
なお、お配りした「登記申請書」の宛先を「~~東京法務局 町田出張所~~ 御中」のように二重線で消し、送付する法務局の名称を記入して下さい。

問い 登記変更手続きは法務局へ郵送で申請することはできますか？

答え できます。また、完了証の郵送受領を希望される場合は、定型返信用封筒（392円分切手貼付）を同封して下さい。なお、手続きについては「手続きのしおり」5ページの「法務局関係」欄等をご確認下さい。

問い 不動産が共有名義です。「登記申請書」はどのように記入すれば良いのですか？

答え ・登記申請書の「変更後の事項」及び「申請人」の欄に共有者氏名・住所を併記すれば一度に申請することができます。
・「住居番号決定通知書」は、住所を変更する全員分を添付して下さい。
なお、「手続きのしおり」16～17ページに記載例がありますのでご確認下さい。

■ 年金関係

問い 年金の手続きは市役所で一括してできないのですか？

答え できません。個別に手続きをお願いします。
問合せ先・日本年金機構 八王子年金事務所 電話：042-626-3511
・市役所保険年金課 電話：042-724-2127
・共済年金については、各共済組合へお問合せ下さい。

■ 恩給関係

問い 軍人恩給の住所変更届出はどのようにすれば良いのですか？

答え 恩給局（電話：03-5273-1348）に連絡して下さい。手続きの有無について確認が必要になります。

■ 医療・福祉関係

問い 大気汚染の医療券の住所変更届出はどのようにすれば良いのですか？

答え 医療券と「住居番号決定通知書」をお持ちになり、子ども総務課（電話：042-724-2143）へ届出をして下さい。

問い 被爆者健康手帳の住所変更届出はどのようにすれば良いのですか？

答え 手帳、印鑑、手当証書（手当受給者のみ）、「住居番号決定通知書」をお持ちになり、福祉総務課（電話：042-724-2537）へ届出をして下さい。内容が判る方であれば、代理人の届出でも可能です。

■ 税務関係

問い 税務署への確定申告等の住所変更届出は必要ですか？

答え 必要ありません。前年度の申告をされた方に旧住所が記載された申告書が送付されますので、申告書に印字されている住所を二重線で消し、新住所を記入して申告して下さい。

■ 自動車・バイク関係

問い 自動車検査証の住所変更のために市外にある東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所（電話：050-5540-2033）や軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所（電話：050-3816-3104）まで行くには遠い為、市役所での出張受付はできないのですか？

答え できません。変更後の自動車検査証をコンピューター処理で作成し即時発行する制度のため、直接窓口で申請することとなります。また、郵送による申請もできません。

問い 東京運輸支局や軽自動車検査協会は、土日・祝祭日に窓口は開いていますか？

答え 両機関とも土日・祝祭日に窓口は開いていません。受付時間は、平日の午前8:45～11:45、午後1:00～4:00となります。
※自動車検査証の住所変更は、移転登録、変更登録、抹消登録などを行うときに手続きを行う必要があります。

■ 郵便関係

問い 郵便物は旧住所でいつまで届きますか？

答え 数年程度は届くとのことです。基本的には郵便局にデータが残っていれば、旧住所でも届けるそうですが、遅配の原因にもなりますので、早めのお手続きや知人への周知等をお願いします。また逆に、7月18日までに差し出す郵便物の宛先に、新住所のみを記載すると宛先不明の原因になりますのでご注意下さい。

■ 成年後見人関係

問い 現在成年後見人（補助人・保佐人・任意後見人）に選任されていますが、被後見人（被補助人・被保佐人・被任意後見人）に送付された通知一式を送付してもらえませんか。

答え 土地利用調整課へ成年後見人（補助人・保佐人・任意後見人）であることが確認できる登記事項証明書（3ヶ月以内のもの、補助人・保佐人・任意後見人であれば代理行為目録含む）を持参いただければ後日送付します。
※代理行為目録の内容によっては送付できない場合もございます。